

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画（案） に対するパブリックコメント（意見募集）について

実 施 要 項

1. 趣旨、目的および背景

湖北広域行政事務センター（以下「センター」といいます。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により一般廃棄物処理基本計画を策定しております。現計画は令和2年1月策定のものですが、国の一般廃棄物処理基本計画指針では、概ね5年ごとの改定または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととされています。

また、当センター一般廃棄物処理施設の老朽化等に伴う新たな施設の整備を進め、汚泥再生処理センターは令和7年10月に稼働を開始し、熱回収施設（焼却施設・バイオガス化施設）及びリサイクル施設（以下、「新施設」という。）は、令和10年4月に稼働開始を予定しています。

新施設が稼働することによって廃棄物処理に関連する状況が変化するため、現状と課題を把握したうえで現計画を見直すものです。

このため、新たな計画目標年度を設定し、長浜市・米原市から排出される一般廃棄物の減量化や適正処理等に関する施策の方向性を本計画にて改めて定めています。

このたび、一般廃棄物処理基本計画（案）をとりまとめましたので、センター管内の皆さまのご意見を下記の要項で募集いたします。

2. 公表する資料

湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画（案）

3. 資料の公表場所

- ①センターホームページ
- ②湖北広域行政事務センター
- ③長浜市役所本庁舎
- ④長浜市役所北部合同庁舎、各分庁舎
- ⑤米原市役所本庁舎
- ⑥米原市役所山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター

4. 意見の提出期間

令和7年12月25日（木）～令和8年1月26日（月）

5. 意見の提出方法及び提出先

①直接持参

②郵送 〒526-0021

滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地

湖北広域行政事務センター業務課 あて

③ファックス 0749-65-0245

④電子メール gyoumu@kohoku-kouiki.jp

※上記の「資料の公表場所（湖北広域行政事務センター業務課を除く）」では意見提出いただけません。

※提出締切は、意見の提出期間最終日【令和 8 年 1 月 26 日（月）】の午後 5 時必着となります。

6. 意見を提出できる方

①長浜市および米原市（以下「構成市」という。）に住所を有する方

②構成市に事務所又は事業所を有する個人および法人その他の団体

③構成市に存する事務所または事業所に勤務する方

④構成市に存する学校に在学する方

7. 留意事項

①ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。

なお、個人情報について公表することはありません。

・件名「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画（改定案）に対する意見について」

・住所、名前、電話番号（長浜市および米原市に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。）

②ご意見は、日本語で提出してください。

③電話による意見はお受けできませんので、ご了承ください。

（書式例）

湖北広域行政事務センター 業務課 あて

「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見について」

住 所：

氏 名：

電話番号：

（長浜市または米原市に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

（意 見）

○ページ ○行目 （どの部分に対するご意見かわかるように）

意見内容

8. ご意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、センターの考え方と併せて、センターホームページ及び湖北広域行政事務センター 業務課にて公表します。

①類似の意見については、集約させていただくことがあります。

②匿名のものや、湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画（案）以外のご意見に対しては、考え方をお示しすることはできませんのでご了承ください。

③提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。

また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。

④「湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画」は、いただいたご意見を参考にして計画を策定し、公表します。

9. 問い合わせ先

〒526-0021

滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地

湖北広域行政事務センター業務課

電話：0749-62-7143

ファックス：0749-65-0245

電子メール：gyoumu@kohoku-kouiki.jp